

久喜市における  
「個人住民税の特別徴収推進」  
に関する取組について

【平成29年度第2回個人住民税検討会】

平成29年11月7日

埼玉県 久喜市 財政部 市民税課

# 1. 埼玉県特別徴収一斉指定の経緯

## 給与所得に係る特別徴収制度の法的根拠

納税義務者が給与所得者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を、**特別徴収の方法により徴収するものとし（法321の3①）**、当該納税義務者に対して給与の支払いをする際の所得税の源泉徴収義務者を**特別徴収義務者**として指定し、これに**徴収させなければならない（法321の4①）**。

「特別徴収は任意で行うもの」といった**誤解等**により、普通徴収を採用している事業所も少なくなかった。

このため、**特別徴収未実施の事業所**に対する特別徴収徹底の取組として、「正しい制度やメリット等を周知**+一斉指定**」により、徴収率を上げる！

### 正しい制度

- 特別な事情を除き、特別徴収しなければならない

### 従業員の メリット

- 納税する手間が省ける
- 1回あたりの納付額が少なくなる
- 納付漏れがなくなる

### 事業者の 負担少

- 税額計算をする必要がない
- 納期の特例がある

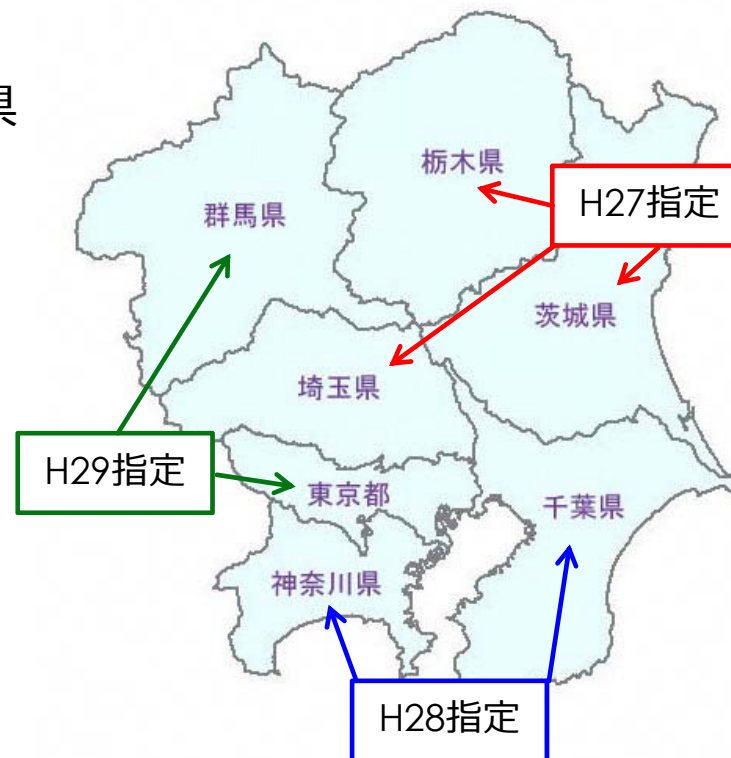
納税の  
利便性  
向上

滞納の  
防止

**徴収率  
上昇**

## 2. 東京都と近隣県での一斉指定の状況

- 平成27年度  
埼玉県、茨城県、栃木県
- 平成28年度  
神奈川県、千葉県
- 平成29年度  
群馬県、東京都



近隣都県でも  
一斉指定されると...



その**近隣都県内の事業所に勤務**している多くの納税義務者  
に対して課税する個人住民税の**特別徴収が増加**し、更なる  
**徴収率の上昇**が見込まれる！！

### 3. 一斉指定前後の本市の状況

(1) 特別徴収義務者の推移 (全体の事業所数：18,660件)

【一斉指定前：H26】

【一斉指定後：H27】



一斉指定後は...

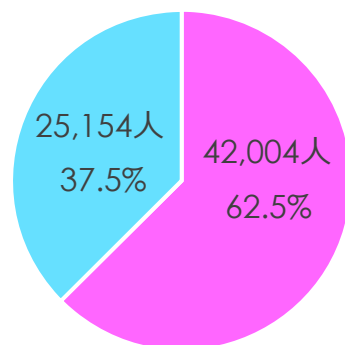
誤解等をしていた事業所は特別徴収義務者に指定

一斉指定の結果、「特別徴収は任意で行うもの」といった誤解等により普通徴収だった事業所は、**本来特別徴収をしなければならない事業所として、特別徴収義務者に指定した。**

### 3. 一斉指定前後の本市の状況

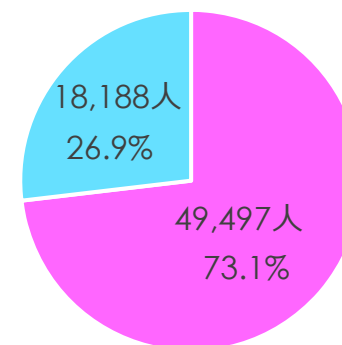
#### (2) 特別徴収の納税義務者の推移

【一斉指定前：H26】



■ 普徴納税義務者 ■ 特徴納税義務者

【一斉指定後：H27】



■ 普徴納税義務者 ■ 特徴納税義務者

一斉指定後は...

残ったのは普徴切替理由に該当するもののみ

退職者や休職者等の例外として普通徴収が認められる場合に該当するものを除き、**本来特別徴収しなければならない納税義務者は、特別徴収として賦課決定した。**

## 4. 本市の一斉指定の実施内容

### (1) 特別徴収指定予告書の送付

平成26年10月1日に特別徴収義務者として指定する旨の予告書を発送。

《発送件数内訳》

発送区分		発送件数
埼玉県内	久喜市内	1,837
	久喜市外	2,004
埼玉県外		2,160
合 計		6,001

### (2) 徴収区分の決定方法の変更

給与支払報告書の摘要欄等に「普通徴収希望」と記載があった場合

一斉指定前：止むを得ず普通徴収

一斉指定後：正当な普通徴収切替理由がないものは特別徴収

### (3) 平成27年度当初賦課での一斉指定

以上の作業を経て、賦課決定を行い、特別徴収事業所に対して特別徴収税額決定通知書を送付し、特別徴収義務者として指定した。

## 5. 一斉指定の反響

### (1) 各事業所からのご意見

従業員の異動が比較的多いと思われる事業所から、「従業員が頻繁に変わるため、給与からの特別徴収は難しい」等のご意見があった。

→粘り強く説明し、ご理解いただく。

### (2) システム準備による特別徴収の猶予

一部の事業所から、「給与支払システムが特別徴収に対応していない」とのご連絡があった。

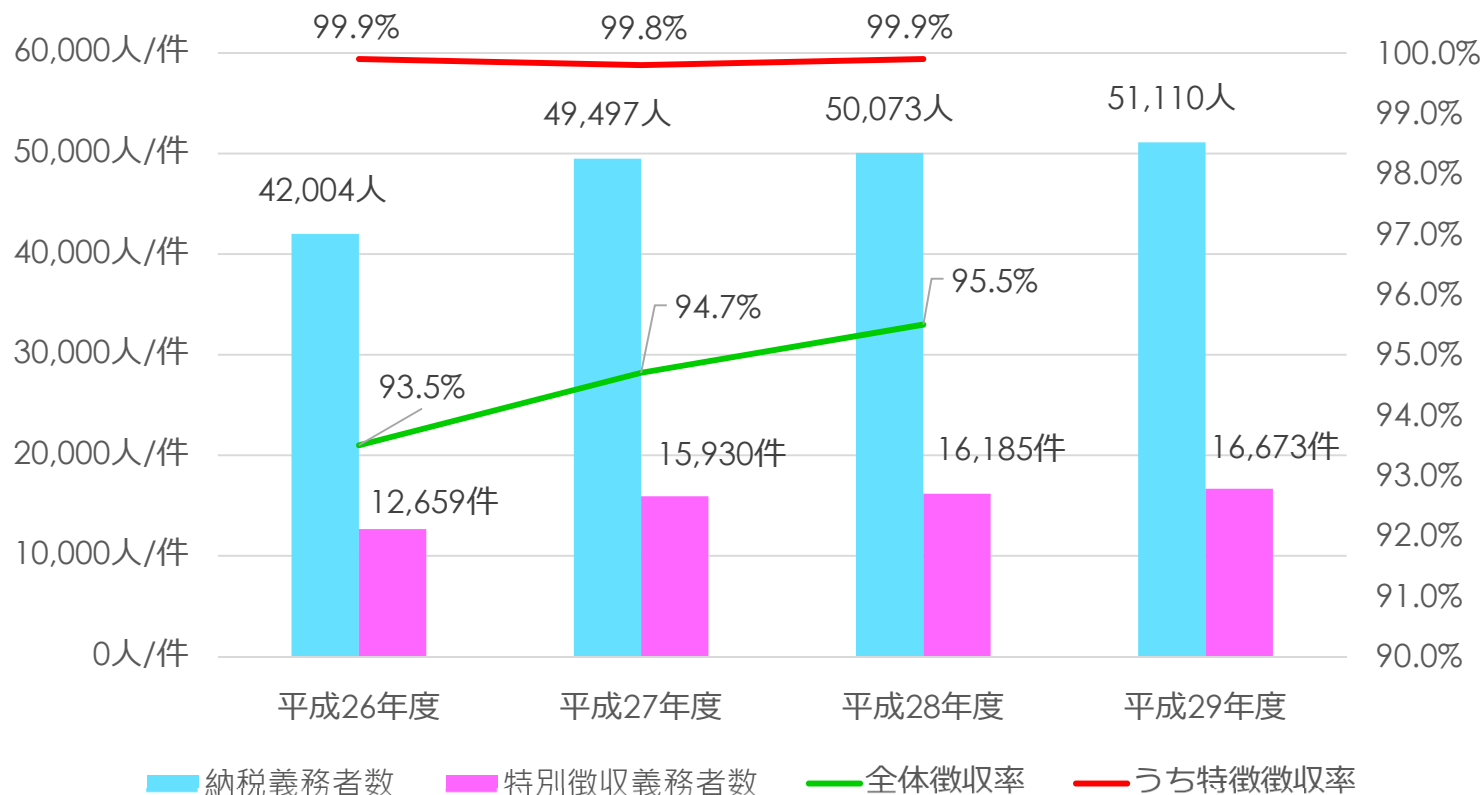
→システム改修完了後の年度から特別徴収を必ず実施する旨の「特別徴収実施困難理由届出書」をご提出いただいた上で、特別徴収を猶予した。

システムが対応  
してないぞ...



## 6. 特別徴収義務者等と徴収率の増加

### (1) 特別徴収義務者等と徴収率の推移

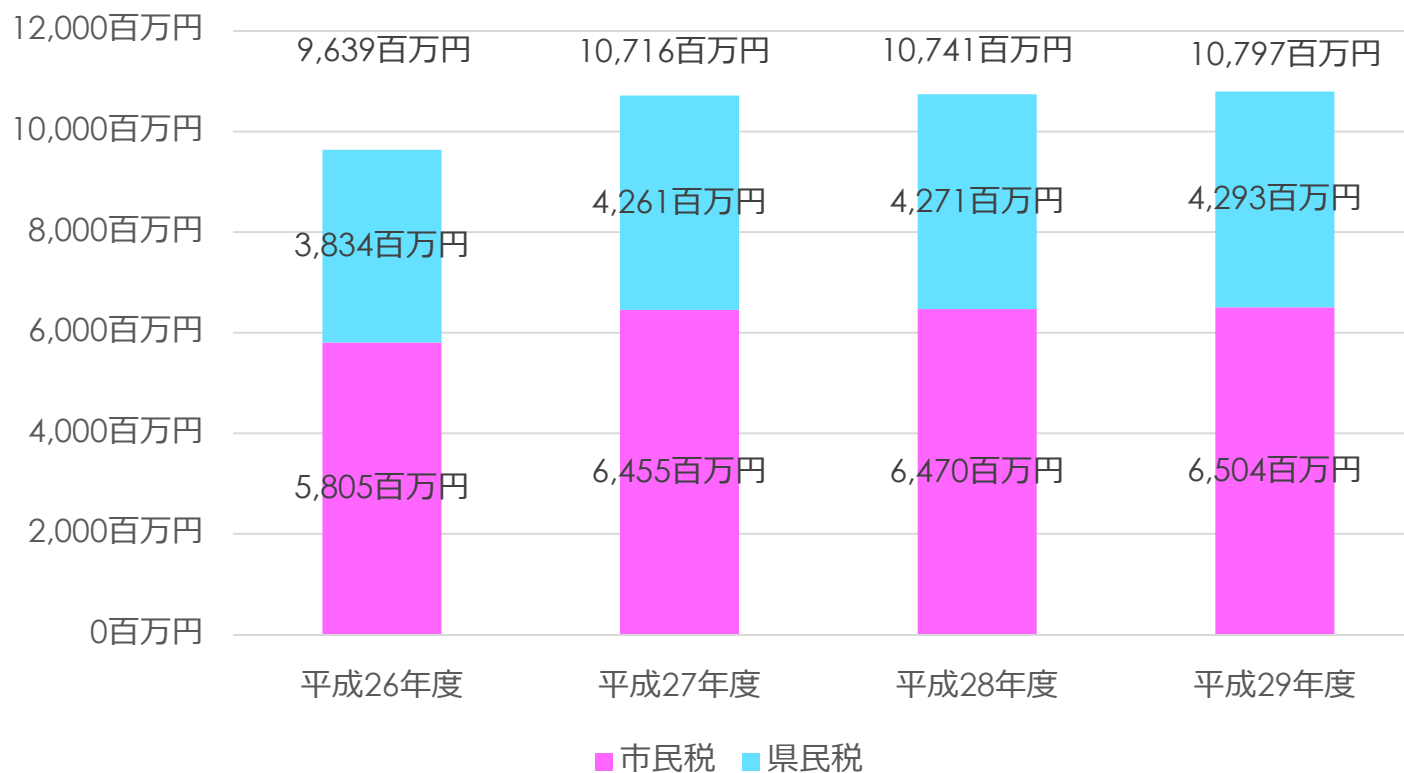


4年で特別徴収義務者数が31.7%増  
特徴納税義務者数が21.6%増  
全体徴収率が 2.0pt増



## 6. 特別徴収義務者等と徴収率の増加

### (2) 特別徴収税額の推移



4年で特別徴収税額が12.0%増

## 7. 実務上の工夫

### (1) 紐付け誤りの防止のための宛名の詳細化

正確に特別徴収義務者の担当部署に送達し、特定個人情報等の漏えいを特に防止する。

《例》 変更前：「〇〇市役所」

変更後：「〇〇市役所 総務部 人事課」

### (2) 苦情等の情報共有

埼玉県内の取組として、特別徴収を拒否している事業所の情報を県内全市町村と共有し、その事業所からの苦情等について各市町村での対応を統一する。



統一した対応  
をしなきゃ...

## 8. 課題

### (1) 給与支払報告書（総括表）の統一

現状、自社製のものを含め、総括表の様式が統一されていないため、徴収区分が判然としないものがあり、特別徴収対象者の特定に時間がかかる。

人数欄を設けることで統一し、時間短縮＋労力削減！

### (2) 地方税ポータルシステム（eLTAX）の更なる活用

現状、普通徴収分の給与支払報告書を提出する際は、個人別明細書に「普通徴収フラグ」を立てるのみで、その理由の記載欄がない。

理由欄を設けることで、理由が未記載又は理由が認められないものは特別徴収にする。

### (3) 郵送料が増加

マイナンバーを記載することにより、普通郵便から簡易書留等へ郵送方法を変更したため、郵送料が増加している。

### (4) 特別徴収拒否事業所の解消

頑なに特別徴収を拒否し続ける事業所がまだ存在する。

埼玉県内では公共工事等の入札条件に特別徴収の実施を義務付け、一定の効果을あげている。

## 9. 今後の展望

### 現状

特別徴収税額決定・変更通知書  
へのマイナンバーの記載について、  
様々なご意見が寄せられている。

書類の管理が  
大変だなあ...



### 今後

#### マイナンバーの利活用

納税義務者用の特別徴収税額  
決定・変更通知書の電子化 etc...

スマホで  
課税明細  
が確認  
できた！



**全国的に特別徴収の更なる推進を！！**